

平成31年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成31年3月6日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子		
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 土屋 春江
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 西藤 努

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 10名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃

総務課長 長坂徳三 企画課長 竹重和明

町民課長 齋藤明美 観光商工課長 小平春幸

建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行

会計管理者 市川清美 教育次長 市川正彦

庶務係長 荻原義行 農業委員会長 宮下芳昭

散会 午前11時07分

議長（西藤 努君） おはようございます。これから、本日3月6日の会議を開きます。
報告します。8番、森本信明君から、所用のため、遅刻の届けが出ております。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第3号

議長（西藤 努君） 日程第1 議案第3号 立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） テレワークセンターについて、3点質問いたします。

まず1点目は、テレワークセンターに共有ワークスペース、子連れワークスペース、テレビ会議用ブース及びサテライトオフィスブースを置くとありました。それぞれの特徴は何でしょうか。それぞれの広さは何でしょうか。これが1点目。

2点目は、使用料金に関することです。

サテライトオフィスブースについては、1年につき11万6,400円と規定されていますが、これ、先ほど固定資産税相当分なのかどうか、これがなぜこの金額にしたのかについて、もう一度お願いいたします。そして、電気料、これ電気をたくさん使うと思うんですけど、そういう実費相当分の徴収については規定がないんですが、これは当然、使用した分についてはお支払いいただくんじゃないかなと思うんですが、それはどうされるのか。使用料金について伺います。

3点目は、利用時間の規定がないことです。

以前のものには、5時までとかいうふうに規定があったんですが、今回のことに全く触れられていないので、これは、オフィスについては時間制限設けないのかどうか。

この3点についてお願いいたします。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

共有ワークスペースは、一番広いところで、町のテレワーク事業として作業をするところになります。お子様連れの方も来ますので、その方には子連れワークスペースということで、お子様が少ししゃべっても騒いでも、ほかの方がその声が聞こえないようにということで部屋として分離しております。

それと、テレビ会議用ブースなんですが、現在のところ、町のワーカーさんたちは塩尻市振興公社の登録になっておりまして、そこの会議ですとか、あと直接受注先との連絡ですとか、そういうものに使用いたします。

それと、使用料金につきましては、サテライトオフィスブースのものなんですが、立科町行政財産の目的外使用に関する条例の第2条使用料の別表にあります、その建

物のその他の算式に準じて算出したものであります。具体的には、交流館の建物及び敷地の固定資産評価額にサテライトオフィスブースの面積22平米を掛け、交流館全体の建築面積で除し、100分の6.3、固定資産税は1000分の1.4だと思いましたが、100分の6.3を掛けたものです。電気料、あと実費は、1つのメーターとしてふるさと交流館、1つのメーターとして管理していますので、この使用料の中に含まれるという解釈でございます。

それと、利用時間ですが、利用時間はふるさと交流館の条例の場合も規則で示しておりまして、こちらのほうも一応午前9時から午後5時までとするということで、ただ第2項としまして、町長が必要と認めるときは開館時間を変更することができるとしております。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） ただいま面積のことも質問したんですが、お答えがありませんでした。お願いします。

それぞれの特徴はというふうに私、質問したんですが、広いところで作業するワークスペースと子連れワークスペースについては、防音装置みたいなことがあるんでしょうか。それとも、分離をする、何か部屋みたいにきちっと区切るということでしょうか。

それから、サテライトオフィスブース、テレビ会議用ブース「及び」、だから、これは一体のもので、会議ができるのとサテライトオフィス、企業が仕事ができるようにするというのは一体のものということですか。そこの説明がちょっとありませんでした。

それで、1点目がそこはもう少し詳しく。

2点目、使用料金なんですが、今、お伺いしますとほとんど固定資産税相当分という形になって、月額1万円以下ですよ、これだと。こんな格安の料金ないわけで、企業に来ていただくという気持ちはわかるんですが、そうはいつでも実費相当分というのはいただくのが当たり前かなと思うので、やはりここはもう少し考えるべきじゃないんでしょうか。町民も利用するときはしっかりと料金取られますが、企業が企業活動を目的として設置される場合でも、月に1万円以下の使用料でしかも実費も払わなくてもいいなんということでは、非常に優遇されているなという気がするんですが、ここはもう少しかかった分はちゃんと払ってもらおうというふうにするべきではないかと、もう一回考え方をお伺いします。

それから、3点目の利用時間については、町長が特に認めた場合はこの限りではないということになると、ふるさと交流館が閉まっても企業の方が独自に帰るということもあり得るかなということになりますよね。その場合でも、例えば長時間労働じゃないけど、仕事が残って遅くまでということも、当然、あり得るだろうなと思えば、

なおのこと、やっぱり電気料金なんかについては、私はきちっといただく必要があるかなというふうに思うんですが、この点もう一度お願いします。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） すいません、落としていたものが面積ということで、共有ワークスペースが71.9平米、子連れワークスペースが17.8平米、テレビ会議用ブースが10.6平米。

「及び」とつけたのは、ものをつないでいって、列記上最後に「及び」で結ぶんで、そのテレビ会議用ブースとサテライトオフィスブースは全く別のもので、サテライトオフィスブースは業者に貸し出すということでございます。

料金……（面積は、面積）の声あり）はい、（サテライトオフィスの面積）の声あり）22。

料金につきましては、先ほど言った行政財産の使用を認めている、例えば立科郵便局職員の役場庁舎駐車場の使用料は、立科町行政財産の目的外使用に関する条例に規定する土地の算式で算出しております。また、株式会社立科町農業振興公社の事務所兼倉庫の使用料も一部の減免はありますが、この条例の建物のその他の算式が基本となっております。そのため、これらとの調整を図るため、この条例の算式に準じております。それとあと、企業誘致もこの条例の目的の1つですが、今回、サテライトオフィスに1業者のみ入る最大の目的は、単にオフィスを貸し付けることではなく、ワーカーの育成や業務の発注などで、町のテレワーク事業に協力してもらうことが目的です。業者の選定に当たっても、そのことが重点となります。そのため当面は、現行の使用料の基準となる立科町行政財産の目的外使用に関する条例の算式に準じて算出した使用料にしたいと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。このテレワークセンターについての仕様についてお伺いしたいんですが、通常このオフィスブースの方じゃないと入室はできないのかどうか、この辺の、テレワークセンターを使用とするものは町長の許可を受けなければならないという前文があるんですが、見学とか体験とかそういう形の中で、テレワークセンターに入室したいという方がいるかと思うんですが、そういう場合、そういうことの想定はどうなっていっちゃうのか、お伺いします。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

当然、サテライトオフィスの方も入るんですが、町のテレワーカーの方も入ります。それで、今井議員さん、今、おっしゃったように、見学・体験をしたいということでどんどん進めていきたい方向でございますので、そういう方もうちのほうで町長の許可をとって、見学・体験をしてもらうということでしたと考えております。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 通常、業務の関係もあるかと思うんですが、ふだん私たちがお伺いしても入れるような状況になるのかどうか、鍵をかけて、こういった特定の人のしかここに入ることは、立ち入ることはできないのかどうか、その辺については、この条文の中ではどんなふうな内容で想定して、この条例をつくっているのかどうか、お伺いします。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 当然、企業さんが仕事を渡す場合に、セキュリティー度、セキュリティーの度合いがありまして、セキュリティーの高いものもございます。ですから、このテレワークセンターに入るにはカードキーが必要で、それはサテライトオフィスの方、あと町のテレワーカーの方が入るときに鍵を開けて入ることになります。ただ、見学・体験をしたいというのは、そのときにうちのほうで時間を設けて、あんまり業務のないときにそういうことをしたいと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。3回目です。

3番（今井 清君） 通常、現場に行つてちょっと見たいというようなことの方が多いかと思うんですが、それについては、現地で対応できるということの中身でよろしいのでしょうか。現場のほうで、すぐ、今日ちょっと見学したいけどという話でお客様が見えた場合に、その対応については考えていらっしゃるということでもいいのでしょうか。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 先ほども申し上げましたとおり、業務の内容にもよりますので、ちょっとそのときに行つて見学したいというのは難しいと思うんですが、またそういう見学や体験できる日をこちらで設定しまして、皆さんに見学・体験していただきたいと考えております。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 質問いたします。7番、榎本です。

条例制定、条例立案をされた企画課は、他の条例と見合わせて、当然、いろいろな精査、議論されたかと拝察いたしますが、今回、議案第3号のこのテレワークセンターの条例制定と、議案第8号の、これとすごく関連をしているというふうに私は感じました。基本同じ建物の中で、1階はふるさと交流館、そして2階の部分がテレワークセンター、多目的利用ということ想定をされて、それぞれに使用のための条例を制定するんだと思いましたが、この本来の、大きな建物ではない、1階と2階ぐらゐの距離感のある建物の中で、他の条例との整合は、このテレワークに限ってはどのように議論をされたのか。やはり、質の問題です、要するに中身の。片やセキュリティーをととても重くするITの世界と、片やお客様に和んでいただきたい、本当に癒やしのサービスの世界と、全く違う、相反するものが上下にあるわけですので、やは

り使用目的に全体を捉えた場合は、お客様の入る層も全て変わってくるように感じました。よって、この条例に対して、そういった他の条例との整合性はどのように判断をされたのか、それをちょっと伺います。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

1つの建物で、2つの公の施設としての設置及び管理に関する条例がある、既に立科町にもありまして、老人福祉センターの2階が保健センターとなっており、1階部分の立科町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例と、あと、2階部分の立科町保健センターの設置及び管理に関する条例の2つの条例が1つの建物、今回と同じように1つの建物に存在しております。これも、地方自治法の第244条第1項の公の施設として、目的がそれぞれ異なりますので、1つの建物であっても、2つの設置及び管理に関する条例が必要になるということでございます。

それと、1階は癒やし、2階はセキュリティーということで、テレワークオフィスブース、テレワークセンターについて、幾つかほかの自治体のものも参考にさせてもらってつくっております。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第4号

議長（西藤 努君） 日程第2 議案第4号 立科町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 説明は、条例の中身について説明があったんですが、これのいじめ問題対策連絡協議会等設置をする必要性とか、これを条例制定に至った背景、これについてご説明いただきたいんですが、これは文科省あたりからの指令で全部つくることになっているのかどうか、そこら辺の、あるいは当町の中でそういう問題がかなり深刻なものがある、つくらなくちゃいけないと思ったのかどうか、その背景についてのご説明を、あ、これは教育長にお願いしますか。お願いします。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 条例の提案理由でも説明したんですが、これにつきましては、国のいじめ防止対策推進法、これが平成25年に制定をされております。この中で、地方公共団体は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、いじめ問題対策連絡協議会等置くことができると、できる規定で法律が施行されました。

その後の流れの中で、長野県下の中でも、この組織がまだちょっと設置が進んでいる状態が少ないということで、県のほうからもなるべく設置を進めてほしいということもありまして、今回、条例提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。

この協議会の委員の構成についてお伺いしたいんですけど、市によってはこういう委員の中に警察関係者を入れている場合もあるんですけど、いじめでなかなか部内の刑事事件になるようなこともある状況も現状ではあるんですけど、その辺についてはどんなふう考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 専門的な分野も出てこようかと思っておりますので、そういったことも考えられるのではないかと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今の答えで、それはする予定があったのかどうか、その他教育委員会が必要と認める者というのに、そういう組織関係についても検討されて、今後そういう方向にも行くのかどうか、お伺いします。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 今の段階で、必ず警察組織が入ってくるというのはちょっと断言はできないんですが、この条例の重大ないじめ等があったときには、当然、各専門の皆さんにも入ってもらわなくちゃいけないし、そういったことを考えると、警察等の専門的な組織についても入っていただくこともあろうかとそんなふうに思っております。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第5号

議長（西藤 努君） 日程第3 議案第5号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。

この就学支援金の金額等についてお伺いしたいんですが、1人当たりの月額3,000円という、この根拠について、ちょっとお伺いしたいんですが。

それと、これについて、当然、条例化されて、今後継続的に支出するという形に認

められればなるんですが、それについて、具体的には限られた財政の中で運営している町政だと思いますが、財源的に歳入について検討された保証はあるのかどうか、その辺について伺います。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 3,000円の根拠でございますが、提案理由のときも申し上げたんですが、よその市町村で同様の目的の支援を行っているところもいくつかあります。そこを見ると、高いところでは2万円ぐらいまで月額出しているところもあるわけですが、当町の場合、この条例の目的でも申し上げましたが、あくまでより進学経費のかかる高校生等に対する支援が今ないため、町として独自にそういった世帯を応援したいということでございます。

この支援につきましては、立科町のふるさと寄附金、子どもの育成と教育・文化の振興、これを一応財源として充てているわけでございます。この財源が約700万あるわけですが、今後、これからも維持継続していくために、この財源の範囲の中でできることということで、一応3,000円ということで設定をさせていただきました。

ちなみに、今年度の予算では190人ほど見込んで、680万ほどの金額をのせさせてもらっているわけですが、仮にこれが倍になれば、当然、年間の支出も1,300万ほどになると、かなり膨大な金額になります。今後の維持が継続的にできるということを鑑みますと、これが妥当ではないかと、こんなふうに思っております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今、ちょっと回答が早かったので、よくわからない部分があったんですけど、根拠についてはふるさと寄附金とか、考えていらっしゃるというような話なんでしょうか。

ふるさと寄附金については、当然、収入はこれから増えるのは、今回国の改正もあって厳しい状況があるかと思うんですが、その辺について考えられているのかどうか。

それと、もう1つ、過年度分の町税を滞納している方はだめというような、世帯の交付対象者があるんですが、当然、生活保護世帯とか、経済的に厳しい世帯の方にこういうお金は行かなくちゃいけないと思うんですが、その点については、通常生活保護世帯って特に生活が苦しいので、過年度分の滞納があっても、あるのは考えられるんですが、こういう方は全然除かれちゃうというような内容になってきちゃうかと思うんですが、その辺についてはどんなような検討をされてここに上程されたんでしょうか。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 町で補助といいますかね、交付をしていくお金でございますので、一般的には町の税金等で滞納があるご家庭にはできないというのが、ほかの補助金についても一般的な解釈だと思っております。

今、議員ご指摘の滞納の部分ですが、滞納といってもいろんなケースが考えられるかと思っております。例えば、事故等で主たる生計者が亡くなってしまったとか、そういうようなことも考えられるわけですが、一応この条例の中では交付の対象者のところで、町長が特に必要と認めるときという条項も入れさせてもらっているわけですが、場合によってはケース・バイ・ケースで検討させていただく、そういった家庭の方につきましては検討させていただくこともあろうかと、こんなふうに思っております。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。3回目です。

3番（今井 清君） 条例でこうやって謳ってあると、当然、除かれるんじゃないかと思うんです。謳うべきじゃないというように私は思うんですね。ケース・バイ・ケースということでしたら、これは除くべきじゃなかったのかなと思うんです。

先ほどの私のもう一つ言った、ふるさと寄附金については、将来的な担保はあるかどうかというのを、その辺検討されているのかどうか、もう一度お願いします。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） ふるさと寄附金、先ほど申しあげました教育の部門ですが、これはできてまだ2年目ということで、この2年の実績を見ると700万以上の収入は確保しているという現状でございます。将来的に向かって、必ずこの金額が確保されるかどうかというのは、ちょっとここでは断言はできないわけですが、一応2年連続の実績でもあるということで、約700万円近くは使えるのではないかと思います。

ただ、高校生等の支援金についても、年々対象人数が減っていくというのが実情でございます。したがって、年々これに対する予算額も減ってはいくのかなと、そんなふうには考えております。

ただ、将来的に、この寄附金の方が下がってしまっていて、この寄附金だけでは賄えないというような状況になることもあろうかと思いますが、そういった場合には、当然、一般財源もそこに入れていかなくちゃいけないかなと、そんなふうには思っております。

そのためにも、あまり高額な金額にしてしまうと町の財政負担が上がりますので、3,000円というような金額ということで設定をさせていただきました。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。10番、滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） 10番、滝沢です。

まず、第1条に高等学校等の生徒の進学に係る学費・通学費及び下宿費「等」と入っていますが、この「等」というのは、ほかにはどういうものが考えられるんでしょうか。お聞きをいたします。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 一般的には、例えば子供の学力向上に資する、例えば家庭教師をつ

けるですとか、塾に行くですとか、そういった学校への経費、学力向上に資するための、そういった経費も対象になるのかと思っております。

議長（西藤 努君） 10番、滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） そうしますと、4条に、月額3,000円を生徒のいる家庭に交付をするわけですが、この生徒に係る学費・通学費及び下宿費、それから、今お答えいただきました「等」ということで、いろんなほかにあるということですが、これに充てるためということにここでなっていますよね。そうしますと、この3,000円は、これ以外には充てることができないわけですよね。条例違反になってくるということなんです、そこら辺はどうなんですか。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 今回の予算についても、扶助費で盛りさせていただいております。補助金ということであれば、最後、例えば実績報告を出していただいて、例えばこういうことに使ったということで領収書なりを添付していただくというような、とても面倒くさいことになってしまうのかなと思っております。

扶助費ということ、そのお金には色はついていないわけですが、その家庭全般の中で、当然、就学経費に係るお金というのはあるわけで、そこに町から月額3,000円の補助が出るとすれば、当然、その分については、その町のお宅のその会計の中でそういった部分が助かるということで考えておりますので、お金にちょっと色がついていないので、この町から渡した月額3,000円の金額で必ずこれを買ったというような、これに使ったというような明細をつけてもらうということにはしてはおりませんが、先ほど申しあげましたように、その家庭の家計の全体の中で、その分の就学経費助かるということで、そんなふうを考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 10番、滝沢寿美雄君。3回目です。

10番（滝沢寿美雄君） 今、お答えをいただきましたが、要するに、この3,000円がしっかりこれに、この1条に使われるという担保はとれないわけですよね。扶助費ということになれば、領収書、その他そういうものが必要ではないということになりますから。それでいいのかというちょっと疑問が残るわけですが、そこら辺はどうお考えでしょうか。これは町長にお答えいただいてもいいかな。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

結論から言うと、問題はないのかなと思っています。この就学支援金には、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図りというふうにも書かれています。

今、滝沢議員が言われた、学費・通学費及び下宿費等ということありますけれども、前回、多分反対質問だったと思うんですけれども、そこの中に2点の欠点を指摘をされております。その2点の欠点をしっかりと踏まえた中で、今回、条例に盛り込み

ながら出させていただいた、そのことについては、何も私は扶助費であっても問題はないというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 村田です。

この高校生の支援金については大変強い期待があるというふうに伺っているんですが、これまで2度、議会で修正というか否決をされて、なお今回3回目として出されたわけなんですけど、やっぱり関係団体あるいは父母の皆さんからの強い要望があったというふうには私思うんですが、そこら辺の具体的な背景というか声というか、そこら辺はどうだったんでしょうか。教育長お願いします。

議長（西藤 努君） 誰から行きます。米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

これについては、何回かやはり地域懇談会、また地域に出向いた話の中で、やはり高校生を抱える親御さんのほうから、できるのであれば、蓼科高校に出しているバスに、帰り乗せてもらえないだろうかというような要望もいただきました。ただ、そのスクールバスをまた再利用するという事は非常に難しい。そういうような中でも、立科町の子供たち、高校生、高校生を抱える全ての親御さんたちに支援をする、その交通費ではなくて、支援をできる方法を私は考えた方がいい。皆さんの話の中でもそういうふうに感じました。そういう中で、蓼科高校に通う立科の子供たちも、またほかに通う子供たちにも、分け隔てなくこの就学支援金を交付することによって、子育て世代の応援をしていきたい、そういうふうな思いであります。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第6号

議長（西藤 努君） 日程第4 議案第6号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 村田です。

2点お伺いします。

まず、記号式投票という言葉ですが、これは具体的にはどのようなものなのかということと、どんな選挙に使うのかという、この2点についてお伺いします。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

記号式投票というのは、候補者の氏名があってそこへ丸をつけて、投票したい人のところに丸をつける。そういう投票が記号式投票です。

そういう投票ができるものというのが、公職選挙法で決められておりました、公職選挙法の第46条の2というところで決めております。地方公共団体の議会の議員または町の選挙の投票ということです。それを条例で定めている場合は、記号式投票ができるという、こういうことになっています。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑は。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 村田です。

そうしますと、丸をつけるということの規定であって、バツをつけたら無効になるわけですか、そこ確認です。

そこははっきりしとかなないと、この人だけ入れであとはバツとかやって、その投票用紙そのものが無効になってしまうというのは大変大きな問題だと思うので、その徹底はどうするのかということをお伺いします。

それから、今、であれば、議会議員と町長もできるということになると、この4月からの選挙に早速適用されるという意味でしょうか。その場合には、今までのように名前を書かないで、該当の人のところに丸をつけるという形になるということですか。それは、選挙の簡便化につながるということでしょうか。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 記号式投票の中の、先ほどの公職選挙法第46条の2の中に、投票用紙の記号を記載する欄に丸の記号を記載し、これを投票箱に入れる方法によることができるということですので、丸以外のものは無効になります。

それと、今回の条例のところの新旧対照表があるかと思いますが、そちらを見ていただきますと、町長選挙の投票については公職選挙法の、というふうになっておりますので、町長選挙のみでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第7号

議長（西藤 努君） 日程第5 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第8号

議長（西藤 努君） 日程第6 議案第8号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第9号

議長（西藤 努君） 日程第7 議案第9号 立科町都市農村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第10号

議長（西藤 努君） 日程第8 議案第10号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第11号

議長（西藤 努君） 日程第9 議案第11号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第12号

議長（西藤 努君） 日程第10 議案第12号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。
3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井 清です。

23ページの保育所費のところの臨時職員の賃金を220万減額されていらっしゃるんですが、この具体的な中身について、当初の予定からいなかったのかどうか、その辺についてお伺いします。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

保育所の臨時の保育士さんにつきまして、昨年度途中から妊娠等されておやめになられた方がいらっしゃいます。その後の補充がすぐできなかったというようなこともありまして、全体でこれほどの金額を不要ということで、今回落とさせてもらったものでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 募集しても集まらなかったからこういう減額になっているのかどうか、その少ない人数で足りていたのかどうか、その辺についてお伺いします。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） スポット等にも入っていただいて、何とか取り組んできたという、そういうことでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） まず、18ページの県議会議員選挙のところなのですが、これ60万の構成増をしているんですけど、これはなぜ増やしたんでしょうか。これが1つ。

それから2つ目は、コミュニティ、20ページのほうの権現の湯の関係なんですけれど、臨時職員の賃金143万円減らしてあります。これは、休館が延長になったことで働けなくなった職員の皆さんの給与だというふうに承知しますが、この場合の休業補償というのはどうなったんでしょうか。その間収入がなくなるわけなので、これについては、前の話だと一応失業給付に応じて6割は支給するという話だったんですが、143万って相当大きいので、何人分で1人当たりどのくらいの減額になったのか、お示してください。

それから、その下の21ページですが、扶助費の障害福祉サービスの1枚じゃない、これは、1,000万円ですか。

議長（西藤 努君） 所管の中で質疑はできますが。

4番（村田桂子君） あ、これですか。

議長（西藤 努君） はい。

4番（村田桂子君） じゃあこれは後にしますけど。はい。じゃあそれは後でいいです。

それから、次の32ページですが、地域交通対策経費で、代替バス等運行で新たに70万円増やしてありますが、その増やした理由は何でしょうか。それだけの利用が増えているということなんですか。お願いします。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それでは、県議会議員選挙です。

これは、4月に行われる県議会議員選挙のためのものでございまして、選挙事務手

当、これにつきましては、職員の残業手当を想定しております。これにつきましては、県から委託金ということで全て賄えるということで、また、今年度は県議会議員選挙があつて、その次にまた町長、町議会選挙等もあるということで、非常に準備に時間がかかっているということで、残業手当の増額分を計上させていただきました。

以上です。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。

20ページの権現の湯の臨時職員の賃金でございますが、当初2カ月という見積もりの中で当初の予算は上げております。5カ月、10月から2月までということで、5カ月閉館期間が伸びたということもありますし、あとその中では、当然、研修もやったり、来てもらっていた期間もございます。休まれた場合は休業補償ということで、補償しております。お一方、ちょっと家庭の事情等で、10月から12月まで来られなかった方がおりますので、その方の分がこの減額の中でも大きいと思います。

それともう一つ、32ページですが、地域公共交通対策で70万円の増額をしております。代替バス等運行ということで、丸子線と大屋方面への中山道線、これに対する代替バスの運行補助でございます。これをやっているのは東信観光バスでして、要は収入から支出を引いた残りを、立科町と上田市の走行距離によって案分して、それを補助金ということで出しているんですが、東信観光バスに問い合わせをして、見込みとして今回計上しております。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） まず、コミュニティのほうなんですけど、権現の湯ですが、これはそうすると、主に欠席をした3カ月分、欠席した人の賃金が多くて、一般の人はちゃんと休業補償しているから、大きな減額はないというふうに見ればいいですか。1人当たりどれくらいの欠損というか、通常働いていれば幾らくらい収入があつたのに、休業によってどのくらいダウンしたのか、やっぱり生活にかかわることなので、ちゃんと補償しなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですが、もし出ていたらお願いします。

それから、2点目ですけれど、そうするとこの今のバスの件は、つまりそれだけ乗る人が少なかったんで、それを新たに町と上田市が支出しなければいけないと、つまりは利用が、見込みの当初の予算よりも少なかったから、損失補填の部分が増えたというふうな理解でよろしいところでしょうか。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 20ページの臨時職員の件につきましては、先ほど議員さんおっしゃったとおり3カ月分で1人の方の分が大きくて、残りの皆さんは、休んだときには6割の休業補償をしておりましたし、特に1月が一番休業補償もしたときです。ちょ

っと1人当たりの金額は、今、持ってごさいませんので、今ではお答えできません。

それとあと、バスの件につきましては、当然、バスの収入から支出である経費を引いた残りですので、収入が少なくなって経費も、経費はそれほど、予想していたよりかかるということはそれほどないと思うんで、やっぱり収入が少なくなったと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案第13号

議長（西藤 努君） 日程第11 議案第13号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案第14号

議長（西藤 努君） 日程第12 議案第14号 平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第13 議案第15号

議長（西藤 努君） 日程第13 議案第15号 平成30年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第14 議案第16号

議長（西藤 努君） 日程第14 議案第16号 平成30年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第15 議案第17号

議長（西藤 努君） 日程第15 議案第17号 平成30年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第16 議案第18号

議長（西藤 努君） 日程第16 議案第18号 平成30年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第17 議案第19号

議長（西藤 努君） 日程第17 議案第19号 平成30年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井 清です。

3ページなんですが、営業収益の給水収益なんですが、今回270万円減額されておりますが、この主な、具体的な減額理由についてお伺いします。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えをいたします。

こちら270万円の減額につきましては、主に権現の湯のリニューアル工事に伴います休館により、使用料が減ったものでございます。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第18 議案第20号

議長（西藤 努君） 日程第18 議案第20号 平成30年度立科町策道事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第19 議案第21号

議長（西藤 努君） 日程第19 議案第21号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） これは、戸籍に係る電子情報処理を共同で行うということは全員協議会の中でも報告をされました。それで、その理由として、経費削減ということをおっしゃっていたわけなんですけれども、これは大変、情報を一体化することで情報漏えいだとか、また実際に処理が民間に委託してお願いをするということであれば、そういう情報の漏えいのリスクなど非常に大きくなるのではないかということと、あと自治体がやっぱり、戸籍の事務なんてのは自治体固有の事務で、あんまり町外というか、むやみに広げるものではないという、私は認識を持っているんですけれども、そこら辺の自治体固有の事務であるということとの兼ね合いではどうなんでしょうか。

議長（西藤 努君） 齋藤町民課長。

町民課長（齋藤明美君） セキュリティーの問題かと思います。

実際、この共同化につきましては、南牧村のサーバーに統一をするということでございます。自治体の事務につきましては、それぞれ各自治体が戸籍の事務を行っております。システムにつきましては、民間のシステムを使っておりますけれども、こちらを連携してサーバーを共同で設置をするということでございます。南牧村におきましても、自治体の事務として、通常セキュリティに配慮した部分での対応となっておりますので、立科町の対応と何ら変更することがございませんので、個人情報につきましては、情報が漏れる心配はございません。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑は。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 私の所感なんです、これはやっぱりなぜやらなくちゃいけないかという大もとにかかわる質問なので、ぜひもう少し明らかにしていきたいんですが、これ、町が独自にやっていて、それで何の支障もないはずなのに、どうしてそれをつなげなきゃいけないのかというところが、私にはよくわかりません。町は町で戸籍事務、これ一番町民の権利なんかの大もとにかかわることなので、これは町が独自でしっかりやっていけばいいことで、それをなぜ他市町村に、南牧村に委託をしなくちゃいけないのかと。

町は町として持っているからいいという話なんです、同時にその情報を南牧村のサーバーに保存することになるわけです。それはうちだけじゃなくて、12市町村がみんなデータが一括管理されることにもなって、大変私は、その必要性があるのかという点が疑問です。その必要性についてお答えください。

議長（西藤 努君） 齋藤町民課長。

町民課長（齋藤明美君） お答えいたします。

実際、各自治体ごとに戸籍の事務を行っておりますけれども、全国共通の法律にのっとった事務を行っております。ですので、こちらの事務が独自のものではありませんので、共有化をすることで事務経費の軽減、またサーバー等更新時期を迎えますとかなりの経費がかかりますけれども、これからの見積もりでございますけれども、約半分ぐらいに経費が抑えられるということで、共同化にするメリットがございます。

また、災害時、大規模な災害が起きたときに戸籍情報の損失等被害が及ばないようにサーバー室を今回、南牧村が整備をすることにつきまして、セキュリティーに配慮したサーバー室の設置ができるということで、そちらに集約することで災害時の対応ができるということで、共同化のメリットがあるということで定住自立圏全ての市町村が加入をすることとなったわけでございます。

立科町におきましても、事務の効率化、また経費の節減が図られるということでこちらに参加をすることになりました。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第20 議案第22号

議長（西藤 努君） 日程第20 議案第22号 立科町町道路線の一部廃止及び名称変更についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり各常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定しました。

お諮りします。川西保健衛生施設組合議会議員の選挙及び佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議員の選挙の2件を日程に追加し、追加日程として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。川西保健衛生施設組合議会議員の選挙及び佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議員の選挙の2件を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

ここで暫時休憩とします。議案書の配付を願います。

(午前11時02分 休憩)

(午前11時03分 再開)

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎追加日程第1 選挙第3号

議長（西藤 努君） 追加日程第1 選挙第3号 川西保健衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第180条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

川西保健衛生施設組合議会議員に、2番議員、森澤文王君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました森澤文王君を、川西保健衛生施設組合議会議員の当選人に定めることに、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました森澤文王君が川西保健衛生施設組合議会議員に当選されました。

なお、任期は前任者の残任期間となります。

ただいま川西保健衛生施設組合議会議員に当選しました森澤文王君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

森澤議員、その場でご挨拶願います。

2番（森澤文王君） 2番、森澤でございます。

ありがとうございました。よろしく願います。

◎追加日程第2 選挙第4号

議長（西藤 努君） 追加日程第2 選挙第4号 佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第180条第2項の規定によって

指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議員に、11番、田中三江君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました田中三江君を、佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議員の当選人に定めることに、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田中三江君が佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議員に当選されました。

なお、任期は前任者の残任期間となります。

ただいま、佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議員に当選しました田中三江君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

田中議員、その場でご挨拶願います。

11番（田中三江君） 11番、田中三江です。よろしくお願いいたします。

議長（西藤 努君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（午前11時07分 散会）